

【国外電子決済手段移転等調書】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- この調書は、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第4条の5に規定する調書の標準的な様式として使用すること。
なお、調書に記載すべき事項を記載した書面をもって、この調書に代えることができる。
- この調書の記載事項は、次による。
 - 「国外電子決済手段移転者又は受入者の住所（居所）又は所在地」の欄には、国内において電子決済手段（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第2条第15号に規定する電子決済手段をいう。以下同じ。）の国外電子決済手段移転又は国外電子決済手段受入れの依頼をする者の住所（居所）又は所在地を記載すること。
 - 「国外電子決済手段移転者又は受入者の氏名又は名称」の欄には、国内において国外電子決済手段移転又は国外電子決済手段受入れの依頼をする者の氏名又は名称を記載すること。
 - 「国外電子決済手段移転者又は受入者の個人番号又は法人番号」の欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。
 - 「国外電子決済手段移転等区分」の欄は、「国外電子決済手段移転」に該当する場合は「1」を、「国外電子決済手段受入れ」に該当する場合は「2」を記載すること。
 - 「国外電子決済手段移転等年月日」の欄には、国外電子決済手段移転等を行った年月日を和暦で記載すること。
 - 「国外電子決済手段移転等の相手方の氏名又は名称」の欄には、国外電子決済手段移転を行った場合の国外における受入者又は国外電子決済手段受入れを行った場合の国外における移転者の氏名又は名称を記載すること。
 - 「国外の電子決済手段等取引業者の営業所等の名称」の欄には、その国外電子決済手段移転等に係る国外電子決済手段勘定を設定された国外における電子決済手段等取引業者の営業所等の名称を記載すること。
 - 「国外電子決済手段移転等に係る相手国名」の欄には、国外電子決済手段移転等を行った相手国名（上記7の営業所等がある国名）を記載すること。
 - 「国外電子決済手段移転等をした電子決済手段」の「種類」の欄には、国外電子決済手段移転等を行った電子決済手段の種類について、資金決済に関する法律第2条第5項各号のいずれに該当するかについて、「1号電子決済手段」、「2号電子決済手段」、「3号電子決済手段」、「4号電子決済手段」のように記載すること。
 - 「国外電子決済手段移転等をした電子決済手段」の「名称」の欄には、国外電子決済手段移転等を行った電子決済手段の名称を記載すること。
 - 「国外電子決済手段移転等をした電子決済手段」の「数量」の欄には、国外電子決済手段移転等を行った電子決済手段の数量を記載すること。
 - 「国外電子決済手段移転等をした電子決済手段」の「価額」の欄には、国外電子決済手段移転等を行った電子決済手段の価額を記載すること。この場合において、その電子決済手段の価額が外国通貨で表示されるものであるときは、その価額を本邦通貨へ換算した額に加え、「外貨名」の欄にその外国通貨の種類を記載し、「外貨額」の欄にその外国通貨で表示される価額を記載すること。
 - 「移転等の原因となる取引又は行為の内容」の欄には、国外電子決済手段移転等の原因となる取引又は行為の内容を記載すること。
 - 「備考」の欄には、国外電子決済手段移転等の依頼をする者が、納税管理人の届出をしている場合にはその納税管理人の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）を、法人課税信託の受託者である場合（当該国外電子決済手段移転等が当該法人課税信託に係るものである場合に限る。）には当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された受託営業所の所在地を記載すること。
また、その他参考となる事項を記載すること。